

建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業を
実施する者の公募について

令和 3 年 3 月 5 日
国土交通省住宅局長 和田 信貴

次のとおり、建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業の公募について公示します。

※ 本公募は、令和3年度予算によるものであり、令和3年度予算成立が事業実施の条件となります。また、予算の成立状況によっては、採択が遅れることなどもありますので、ご留意ください。

1. 事業概要

(1) 事業名

建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業

(2) 事業目的

建築基準法・建築士法等に係る①審査体制の強化、②審査者・申請者の資質の向上、③建築基準制度等の周知普及を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

- 1) 建築基準法・建築士法等の審査体制の強化に資する取組み
- 2) 審査者・申請者の資質の向上に資する取組み
- 3) 建築基準制度等の周知普及に資する取組み

※上記のうち、いずれか1つ又は複数の事業を行う場合でも提案可能とする。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。
令和3年4月上旬 ～ 令和4年3月11日

2. 応募者の要件

次の(1)から(4)の全てを満たす者。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・ 本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。
- ・ その他事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

(2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

- ・ 建築関係法令の内容を熟知し、設計、審査等の実態に精通しており、建築設計、審査等に関連する調査に係る全国規模の効率的な実施体制を備えている等事業を的確に遂行する能力を有すること

(3) 守秘性に関する要件

- ・ 本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。
- ・ 本事業の実施にあたって得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。

(4) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・ 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省住宅局建築指導課 吹抜
電話 03-5253-8111(内線 39545) ファクシミリ 03-5253-1630
電子メール hpt-kenshi@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

- ① 期間 令和3年3月5日から令和3年3月17日まで
- ② 方法 説明書の交付を希望する場合は、予め上記担当部局まで事前連絡を行い、電子メール等により交付。

(3) 提案書の提出期限、提出先及び方法

- ① 期限 令和3年3月19日18時00分まで
- ② 提出先 上記担当部局
- ③ 方法 上記担当部局へ郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電子メールの場合は1部。（電子メールの場合には着信を確認すること。）
なお、電子メールで提出する場合は以下によること。
 - ・ 公印等の押印は省略することを可能とし、押印を省略する場合は、当該文書の真正性を担保するため以下に従うこと。
 - ①申請の担当者を複数名含めた送信とすること
 - ②メール件名または文中に、本補助事業への応募申請である旨を明記すること
 - ※①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後5年間保存すること。
 - ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Microsoft Word 2016」「Microsoft Excel 2016」「Just System 一太郎 11」
「Adobe Acrobat Reader DC」以前の形式に限る。
 - ・ ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. 採択者の選定方法

建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業の開始についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、採択者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返

却する。なお、返却を希望しない場合はその旨、提案書を提出する際に申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。